

審議経過報告

答申・第3次基本方針(案)

第2次基本方針

はじめに

第1 文化芸術振興の基本理念

第2 文化芸術振興のための重点施策

1. 六つの重点戦略

～「文化芸術立国」の実現を目指して～

- (1)文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し
- (2)文化芸術を創造し、支える人材の充実
- (3)子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実
- (4)文化芸術の次世代への確実な継承
- (5)文化芸術の観光振興、地域振興等への活用
- (6)文化発信・国際文化交流の充実

2. 各分野における重点施策(具体的施策)

- (1)舞台芸術分野
- (2)メディア芸術・映画分野
- (3)美術分野
- (4)くらしの文化分野
- (5)文化財分野

今後の検討課題

(別添) 各ワーキンググループにおける意見のまとめ

まえがき

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義
2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

(P)

第2 文化芸術振興のための重点施策

1. 六つの重点戦略

～「文化芸術立国」の実現を目指して～

- (1)文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し
- (2)文化芸術を創造し、支える人材の充実
- (3)子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実
- (4)文化芸術の次世代への確実な継承
- (5)文化芸術の観光振興、地域振興等への活用
- (6)文化発信・国際文化交流の充実

2. 配慮事項

(P)

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

(別添) 重点戦略の達成目標・評価指標

重点戦略の工程表

各ワーキンググループにおける意見のまとめ

(P)

まえがき

第1 文化芸術の振興の基本的方向

1. 文化芸術の振興の意義
2. 文化芸術の振興に当たっての基本的視点

- (1)第1次基本方針策定後の諸情勢の変化
- (2)基本的視点

- i)文化力の時代を拓く
- ii)文化力で地域から日本を元気にする
- iii)国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える

3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項

- (1)重点的に取り組むべき事項
 - i)日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成
 - ii)日本文化の発信及び国際文化交流の推進
 - iii)文化芸術活動の戦略的支援
 - iv)地域文化の振興
 - v)子どもの文化芸術活動の充実
 - vi)文化財の保護及び活用の充実

(2)配慮事項

- i)芸術家等の地位向上のための条件整備
- ii)国民の意見の反映等

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策